

賃貸住宅居住者総合保険

リビングFIT

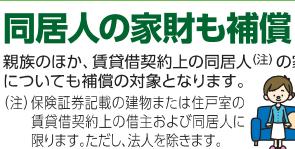
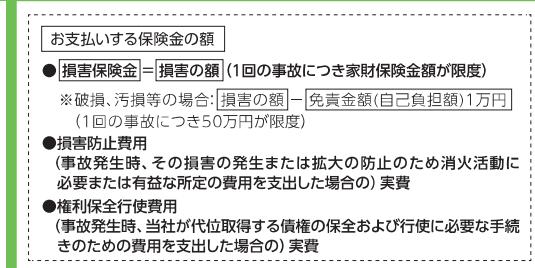
フィット



賃貸住宅にお住まいの方にジャストフィット！暮らしの安心、お約束します。

家財の補償

保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容される家財に右記の事故によって発生した損害を補償します。



費用の補償



事故時諸費用 保険金

損害保険金が支払われるべき場合に、事故の際に必要となる諸費用をお支払いします。

お支払いする保険金の額

- 損害保険金×30%
(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度)



地震火災費用 保険金

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、家財が全焼またはその家財を収容する建物が半焼以上となった場合等にお支払いします。

お支払いする保険金の額

- 家財保険金額×5%
(1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度)



失火見舞費用 保険金

家財または家財を収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の建物やその収容動産に損害が発生した場合に、支出した見舞金等の費用をお支払いします。

お支払いする保険金の額

- 支出した見舞金等の費用の実費
(1被災世帯あたり30万円が限度。1回の事故につき損害保険金×30%が限度)



ドアロック交換費用 保険金

日本国内において保険申込書記載の建物のドアのカギが盗まれ、錠を交換した場合にお支払いします。

お支払いする保険金の額

- 錠の交換費用の実費
(1回の事故につき3万円が限度)



類焼損害特約

オプション特約

家財または家財を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発の事故により、近隣の建物やその収容動産に損害が発生した場合に、その類焼先の損害を補償します。

お支払いする保険金の額

- 損害の額（修理費等）
(1回の事故につき1億円が限度)
※類焼先で契約している火災保険等で支払われる保険金の額を差し引いた額を類焼先にお支払いします。

賠償責任等の補償



個人賠償保険金 示談交渉サービス付

【例】浴槽のお湯をあふれさせ、階下の住家の家財に損害を与えてしまった。
【例】自転車で歩行者と接触し、骨折させてしまった。

日本国内もしくは国外で発生した記名被保険者の住宅の所有・使用・管理に起因する事故や被保険者の日常生活の事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与えたり、または日本国内で誤って線路上に立ち入り電車等(注)を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金等をお支払いします。
(注)汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

*個人賠償の被保険者の範囲は裏表紙をご覧ください。

お支払いする保険金の額

- 損害賠償金(1回の事故につき3億円が限度)
- 損害防止費用、権利保全行使費用、示談交渉費用、争訟費用、緊急措置費用



賠償事故の示談交渉は三井 住友海上におまかせください。

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引き受けします。なお、示談交渉をお引き受けした場合でも、話し合いで解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

▲次の場合には、当社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。
①回の事故につき被保険者が負担する損害賠償責任の額が賠償保険金額を明らかに超える場合
・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
・日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合



借家賠償保険金 示談交渉サービス付

【例】タバコの火の消し忘れからボヤをしてしまった。

被保険者に責任がある不測かつ突発的な事故によって借用住宅を損壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金等をお支払いします。

お支払いする保険金の額

- 損害賠償金(注)(1回の事故につき借家賠償保険金額が限度)
(注)破損、汚損等の場合:
損害賠償金ー免責金額(自己負担額)1万円
- 損害防止費用、権利保全行使費用、示談交渉費用、争訟費用



借用住宅修理費用保険金

【例】泥棒が入って割られた窓ガラスを貸主との契約に基づき、自己の費用で修理した。

不測かつ突発的な事故によって借用住宅に損害が発生し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合(法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。)の修理費用をお支払いします。

- お支払いする保険金の額
- 修理費用の実費(注)(1回の事故につき300万円が限度)
(注)破損、汚損等の場合:
修理費用の実費ー免責金額(自己負担額)1万円

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することができます。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

用語のご説明

用語	説明	用語	説明
カ行	家財 生活用動産をいい、業務 ^(注) の用にのみ供されるものを除きます。 (注)業務には、保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を含みません。	ハ行	被保険者 保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	家財明記物件 保険証券記載の建物が所在する敷地内に収容される貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で保険金額を定めて保険証券に明記した物をいいます。		保険期間 保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	記名被保険者 保険証券記載の被保険者をいいます。		保険金 普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
サ行	再調達価額 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造・質・用途・規模・型・能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。	マ行	保険金額 保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
	時価額 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。		保険契約者 当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	失効 保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。		保険の対象 保険契約により補償される物をいいます。
	親族 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。		保険申込書 当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類 ^(注) をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類 ^(注) を含みます。 (注)書類には、電子媒体によるものを含みます。
			保険料 保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
			免責金額 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご注意いただきたい事項

- 個人賠償の被保険者の範囲は、次のいずれかに該当する方となります。
 - ①記名被保険者
 - ②記名被保険者の配偶者
 - ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚^(注1)の子
 - ⑤前記①から④以外の記名被保険者の同居人
 - ⑥前記①から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方^(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
- (注1)これまでに婚姻歴がないことをいいます。(注2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の親族に限ります。
- 保険期間は2年となります。
- 保険料は保険金額等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書にてご確認ください。
- 保険料の払込方法は、保険料の全額を払い込む一括払のみであり、分割払はありません。なお、現金のほかに口座振替、クレジットカード、当社所定の払込取扱票、当社所定の請求書またはスマホ決済により保険料を払い込む方法もあります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。
- ご契約の解約に際しては、解約返り金を返還させていただく場合、または保険料について追加のご請求をさせていただく場合があります。
- 保険期間が1年を超えるご契約については、お申込みをいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回ができる場合があります。詳細については、「重要事項のご説明」の中のフーリングオフ説明書をご覧ください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、保険申込書に記名被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずお伝えください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」を必ずご確認ください。
- このパンフレットは「リビングFIT(賃貸住宅居住者総合保険)」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等をご覧ください。なお、ご不明な点については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。



ご契約者さま専用のインターネットサービスです。
24時間365日、Web上で手軽に契約内容の確認・
変更、事故連絡・事故対応状況の確認や、メール・
「LINE」でお役立ち情報の受け取りができます!

「LINE」
からの
ご登録



「スマ保」
からの
ご登録



※「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。
※「スマ保」は三井住友海上が提供するアプリです。

ご契約内容や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」もご確認いただけます。

※**eco保険証券**と**Web約款**のご選択が必要です。書面の保険証券や「ご契約のしおり」のお届けに代えて「eco保険証券」や「Web約款」を新たにご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。



家族Eye(親族連絡先制度)

ご契約者さまが、ご親族の同意を得たうえで、保険契約に関する緊急連絡先としてご親族1名を登録する制度です。保険期間の途中でもご登録いただけます。登録方法や詳細については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客様デスク

0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

事故が起った場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。「ご契約者さま専用ページ」や当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)より、インターネットからも事故のご連絡ができます。

24時間365日事故受付サービス

0120-258-189 (無料)

事故はいち早く

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

〈お客様デスク〉 0120-632-277(無料)

こちらから

アクセスできます▶

